

6 番、野中やよいです。

議案第 84 号 令和元年度新座市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、市民の健康を守るための重要な制度であると認識しています。しかしながら、加入者の減少、高齢化、1 人当たり医療費の増加等、さまざまな課題があるため、脆弱な財政基盤の抜本的な強化のため、平成 30 年度から広域化が図られ県が財政運営の責任主体となっています。

令和元年度新座市国民健康保険事業特別会計決算においては、歳入の決算額は 153 億 6554 万 7858 円、歳出決算額は、150 億 9250 万 9936 円となり、差引額の 2 億 7303 万 7922 円を令和 2 年度に繰越し、安定的な財政運営をされたことは評価いたします。

国保税の収納率は前年比 0.02 ポイント増の 91.56%、となり、徴収にご努力いただいていると評価いたします。

また、レセプト審査の効果として、約 4600 万円の財政効果があったこと、ジェネリック医薬品の差額通知の実施による後発医薬品への切り替えで 108 万円の効果があったこと、特定健診の受診率が、暫定 42.1%で、前年度の 39.7%に対し 2.4%の増加が認められたこと、生活習慣病重症化予防事業への取組等、様々な事業に取り組み、保険者努力支援制度交付金の獲得につとめられ、歳入確保につとめられていることに対し高く評価いたします。

医療費の適正化、国保財政の健全化に努める中で、歳入の確保にもつながる保険者努力支援制度の各評価項目については、より一層の推進を図っていただくようお願いします。

また、市民の健康増進につながる事業展開に今後とも努めていただくよう要望いたします。

埼玉県から令和 3 年度からの国保運営方針案が示されました。2 方式への転換、応益率の引き上げなど被保険者の負担増に直結するものです。

今後、財政調整基金に積み立てられた 14 億円と赤字削減解消計画の中で計画的に削減していくこととされている法定外繰入金を財源として、被保険者の負担の激変緩和ができるよう保険税の統一に向けて準備をすすめていく必要があります。

若年層の収入率が低いこと、所得中間層の収入率の低いこと、負担増が直撃する世帯の家計がはたして耐えられるのか、等課題も多くあります。ぜひ分析をすすめ福祉的見地を持ちながらの賦課徴収をと要望させていただきます。

令和元年度決算については、安定的な運営と、特定健診の受診率の向上など、来るべき保険税統一に向けて、しっかり取り組めたものと考えます。

以上で認定の理由といたします。